

令和7年度貸付期間中における1日の出入りの実績

借入者種別 借入者数 借入額 借入回数 借入平均額 借入回数平均額 借入回数平均額

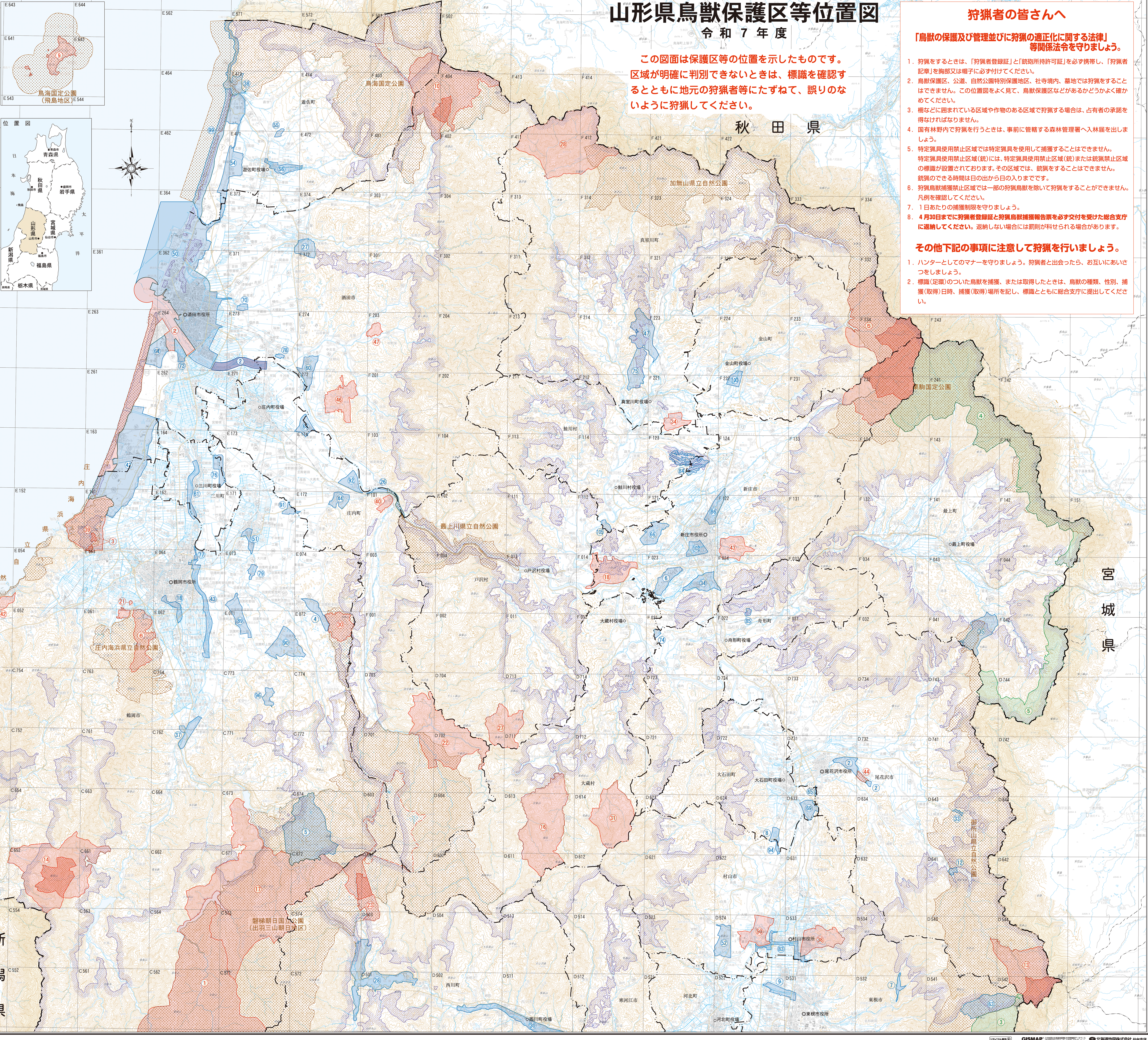
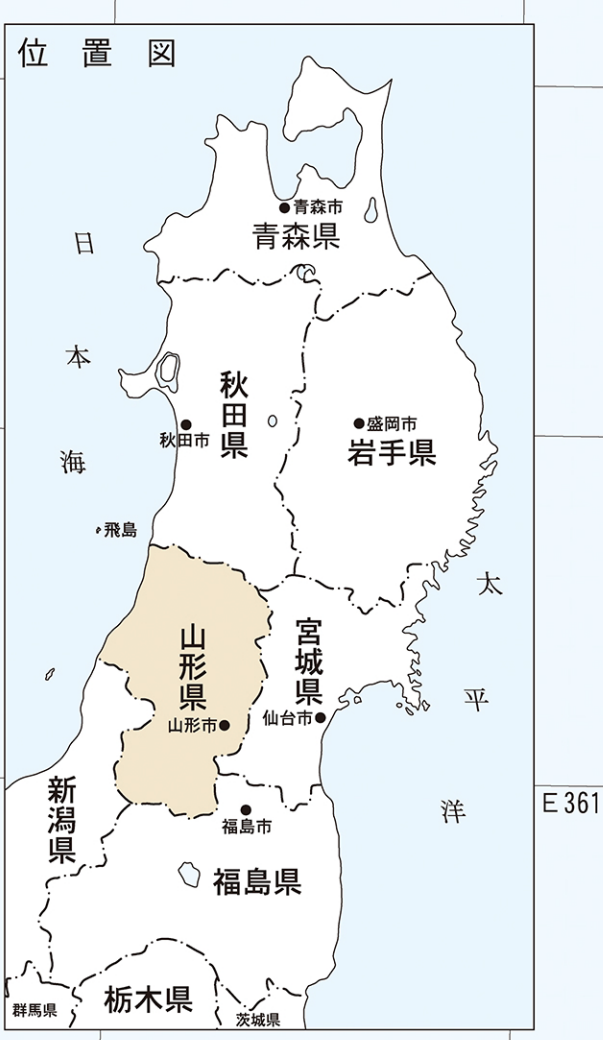
1 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
2 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
3 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
4 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
5 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
6 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
7 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
8 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
9 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
10 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
11 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
12 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
13 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
14 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
15 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
16 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
17 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
18 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
19 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
20 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
21 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
22 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
23 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
24 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
25 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
26 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
27 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
28 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
29 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
30 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
31 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
32 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
33 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
34 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
35 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
36 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
37 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
38 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
39 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
40 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
41 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
42 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
43 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
44 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
45 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
46 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
47 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
48 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
49 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
50 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
51 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
52 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
53 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
54 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
55 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
56 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
57 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
58 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
59 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
60 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
61 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
62 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
63 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
64 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
65 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
66 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
67 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
68 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
69 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
70 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
71 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
72 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
73 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
74 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
75 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
76 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
77 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
78 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
79 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
80 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
81 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
82 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
83 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
84 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
85 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
86 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
87 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
88 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
89 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
90 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
91 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
92 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
93 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
94 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
95 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
96 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
97 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
98 法人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
99 団体	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00
100 個人	1,020	1,020.00	1,020	1.00	1.00

令和7年度7月1日 1 個人 1,020 1,020.00 1,020 1.00 1.00

令和7年度7月2日 1 個人 1,020 1,020.00 1,020 1.00 1.00

令和7年度7月3日 1 個人 1,020 1,020.00 1,020 1.00 1.00

令和7年度7月4日 1 個人 1,020 1,020.00 1,020 1.00 1.00

[illegible][illegible]

この図面は保護区等の位置を示したものです。
区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

**「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
等関係法令を守りましょう。**

- 1 狩猟をするときは「狩猟者登録証」と「銃所持許可証」を必ず携帯し、「狩猟者証書記載の鳥獣又は鳩に備えられた銃」を使用することになります。
- 2 鳥獣保護区、公道、自然公園特別保護地区、社寺境内、墓地では狩猟をすることはできません。この位置図をよく見て、鳥獣保護区などがあるかどうかよく確かめてください。
- 3 畑などに使われている区域や作務のある区域で狩猟する場合は、占有者の承諾を得なければなりません。
- 4 国内林野内で狩猟を行うときは、事前に管轄する森林管理署へ入林届を出しましょう。
- 5 特定猟具使用禁止区域では特定猟具を使用して捕獲することはできません。特定猟具使用禁止区域(図1)には、特定猟具使用禁止区域(図2)にも銃猟禁止区域の標識が設置されております。その区域では、銃猟をすることはできません。銃猟のできる時間は日の出から入りまでです。
- 6 狩猟鳥獣使用禁止区域では一部の狩猟鳥獣を除いて狩猟をすることができます。凡例を確認してください。
- 7 1日あとの捕獲制限を呼びましょう。
- 8 4月30日までに狩猟者登録証と狩猟鳥獣捕獲報告表を必ず交付を例げた総合支庁に送附してください。送附しない場合は罰則が科せられる場合があります。

その他下記の事項に注意して狩猟を行いましょう。

- ハンターとしてのマナーを守りましょう。狩猟者と出会ったら、お互いにあいさつをしましょう。
- 標識(足環)のついた鳥獣を捕獲、または取得したときは、鳥獣の種類、性別、捕獲(取得)日時、捕獲(取得)場所を記し、標識とともに総合支庁に提出してください。